

泉大津市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務委託の事業者募集に係る公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

この要領は、国の地域脱炭素ロードマップ（2021年6月策定）に示す、2030年までに自治体の建築物等（以下「公共施設等」という。）の約50%以上に太陽光発電設備の導入を目指し、公共施設等への効果的な太陽光発電設備導入を図るため太陽光発電設備導入可能性調査及び事業化の検討を行うにあたり、データ収集や高度な分析が必要であることから、本業務を遂行する事業者を選定するための実施要領について定めるこ^ととを目的とする。

2. 業務概要

(1) 業務名

泉大津市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務委託

(2) 業務内容

別紙「泉大津市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務委託仕様書」のとおり

(3) 履行期間

契約締結日から令和6年1月15日まで

(4) 履行場所

泉大津市内

(5) 契約上限金額

9,975,350円（取引に係る消費税及び地方消費税を含む。）

3. 参加資格要件

募集に参加することができる者は、次の要件を全て満たす者であること。

(1) 法人格を有していること。

(2) 令和5・6年度泉大津市入札参加者有資格業者であること。

(3) 応募の時点で次のいずれにも該当しない団体等であること。

ア 次の各号に該当する者が代表者及び役員となっている団体等

(ア) 破産者で復権を得ない者

(イ) 法律行為を行う能力を有しない者

(ウ) 禁固以上の刑に処され、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

(エ) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

イ 会社更生法（平成14年法律第154号）及び民事再生法（平成11年法律第225号）等により手続き中である団体等

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員が役員又は代表者として若しくは実質的に経営に関与している団体、役員等が暴力団又は暴力団員に金銭的な援助を行っている団体、その他「泉大津市暴力団排除条例施行規則」（平成24年規則第4号）第3条各号に該当する団体等

エ 税（法人税、消費税（地方消費税を含む））又は市税を、滞納又は未申告である団体等

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第2項の規定により、本市から一般競争入札の参加資格を取り消されている団体等

カ 泉大津市入札参加者有資格業者の指名停止等に関する要綱に基づく指名停止を受けている団体等

(4) 仕様書に掲げる業務を円滑かつ柔軟に遂行できる体制を有すること。

(5) 過去5年間（平成30年4月から令和5年3月まで）に1回以上、地方自治体が発注した「公共施設への再生可能エネルギー導入調査業務」又は類似業務を受注し、履行した実績を有すること。

4. スケジュール

項目番号	手続等	期限等
1	公募の開始	令和5年5月17日（水）
2	必要書類の配布	令和5年5月17日（水）～6月16日（金）
3	質問事項受付期限	令和5年6月2日（金）
4	質問事項回答日	令和5年6月7日（水）
5	申込書類の提出期限	令和5年6月16日（金）
6	第1次審査	令和5年6月21日（水）
7	第1次審査結果公表	令和5年6月23日（金）
8	プレゼンテーション等	令和5年7月5日（水）
9	結果通知・公表	令和5年7月7日（金）
10	詳細要件合意、契約締結	令和5年7月中旬
11	業務開始	契約締結日以降
12	業務終了	令和6年1月15日（月）

※注意点

(1) 期限に係る受付時間は、いずれも午前8時45分時から午後5時15分までとする。

(2) 書類等の提出及び連絡については、所定の方法で行うこと。

5. 応募手続

公募に参加しようとする者は、次のとおり必要書類を提出すること。

(1) 提出期間

令和5年5月17日（水）～令和5年6月16日（金）

午前8時45分から午後5時15分

(2) 提出場所

〒595-8686泉大津市東雲町9番12号

泉大津市都市政策部環境課

(3) 提出方法

次の書類を持参又は郵送で提出すること（郵送の場合は、簡易書留等を利用すること、かつ、提出期間内に必着のこと）※各様式については、市ホームページから取得すること

ア 公募参加申込書（様式第2号）1部

イ 会社概要の分かる資料（任意様式）

ウ 企画提案書（様式任意）1部※¹

エ 見積書（様式第3号）1部
オ 業務実績調書（様式第5号）実績ごとに1部、最大3部まで
カ 技術者実績調書（様式第6号）技術者ごとに1部
キ 業務体制調書（様式第7号）※² 1部
ク 委任状（様式第8号）1部※³

- ※1 企画提案書には、業務工程を記載すること。また、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるかわかる表示は一切しないこと。
※2 業務体制調書には、会社名、ロゴマーク等、作成者が誰であるかわかる表示は一切しないこと。
※3 委任状は、企画提案等の権限を支店長等に委任する場合のみ提出すること。

6. 募集内容等に関する質問の受付

本要領及び別紙仕様書に関する質問は、次のとおり受付及び回答を行う。

- (1) 受付期間
令和5年5月17日（水）～令和5年6月2日（金）
(2) 受付方法
質問書（様式第1号）に質問事項を記載のうえ、以下のアドレス宛てメールで提出することなお、提出後は到達確認のため、環境課まで電話で報告すること。
メールアドレス：zero-carbon@city.izumiotsu.osaka.jp
(3) 回答日
令和5年6月7日（水）
(4) 回答方法
提出された質問と回答を取りまとめて、午後5時に泉大津市ホームページへ掲載する。
(5) その他
「(1)受付期間」を過ぎた質問、「3. 参加資格要件」に該当しない者からの質問及び指定した方法以外による質問については、回答を行わない。

7. 審査項目

審査項目及び配点は、別紙1のとおりとする。

8. 選定方法

契約候補者（以下、「候補者」という。）の選定は、泉大津市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務委託の事業者募集に係る審査委員会（以下、「審査委員会」という。）の審査において、次のように決定する。

- (1) 事務局において、業務履行能力について別紙2－1に示す審査基準に基づき第1次審査（書類審査）を行い、審査の合計点数において6割以上の点数（以下「基準点」という。）を得点した企画提案者は次の第2次審査を実施する。企画提案者が4者以上いる場合、第1次審査の得点が高い者から順に3者のみ第2次審査を行うこととする。
(2) 審査委員会において、企画提案書の内容、プレゼンテーション及びヒアリングの内容について別紙2－2に示す審査基準に基づき第2次審査を行い、1次審査と2次審査の合計点数において、基準点を得点し、最も高い評価を得た企画提案者を候補者

とする。なお、泉大津市が設置する審査委員会において、提案内容の説明や質疑応答を求めることがある。

- (3) 最高点の企画提案者が複数であった場合は、審査委員会の議決により候補者を決定する。
- (4) 企画提案者が1者のみの場合においても審査を行い、審査委員会の議決により、候補者を決定する。なお、企画提案者が1者の場合は、審査の合計点数が基準点を得点した場合に選定事業者とする。

9. プレゼンテーション（第2次審査）について

(1) 実施方法

ア 1者ずつの呼び込み方式とし、1者の持ち時間は説明20分、質疑20分の計40分とする。

イ 紙資料による説明とする。また、提案追加資料の配布は禁止するが、提出された企画提案書と同一の図案や写真を用いた説明用パネル等の使用は可能とする。

ウ プレゼンテーション等の説明者は、補助者を含めて3名までとする。

エ 欠席をした場合は、第2次審査の評価から除外する。

(2) 実施予定日及び場所

令和5年7月5日（水）泉大津市役所庁舎内

※時間等詳細については、別途通知する。

10. 審査過程の非公開

審査委員会は非公開とし、審査結果及び審査内容について、一切の質問・異議申し立ては受け付けない。

11. 審査結果の通知

審査結果については、全提案者に書面で通知するとともに、市ホームページにおいて候補者名を公表する。

12. 企画提案者の失格

企画提案者が次のいずれかに該当する場合は、失格とする。

- (1) 「3. 参加資格要件」の要件を満たさなくなった場合
- (2) 見積金額が契約上限金額を超えた場合
- (3) 提出書類等に虚偽の記載があった場合
- (4) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (5) 企画提案者が、事業を履行することが困難と認められる状態に至り、審査委員会が失格と認めた場合
- (6) 前各号に定めるもののほか、企画提案にあたり著しく信義に反する行為があり、審査委員会が失格と認めた場合

13. 企画提案に関する経費

企画提案に関する必要経費は、企画提案者の負担とする。

14. プロポーザルの中止等

やむを得ない理由などにより、プロポーザルを実施することができないと認めるときは、中止又は取り消す場合がある。その場合においても、プロポーザルに要した経費

を泉大津市に請求できない。

15. 契約について

(1) 契約方法

ア 審査委員会で選定された最も高い評価を得た提案者が、泉大津市公共施設等太陽光発電設備導入調査業務委託の事業者募集に係る契約候補者となる。

イ 候補者と契約締結交渉の結果、合意に至らなかつた場合、または候補者の本提案における失格事項、もしくは不正と認められる行為が判明した場合は、次の順位の者と交渉する。

(2) 契約内容の調整、仕様書の確定

候補者と市が業務内容等の調整を行い仕様書を確定する。契約内容は、仕様書、質疑回答書及び企画提案書に基づき決定するものとし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

(3) 見積書の提出

候補者は、確定した契約内容に基づき、契約締結に向けた見積書を提出する。

16. その他

(1) このプロポーザルに関する情報公開請求があった場合は、泉大津市情報公開条例（平成10年3月12日条例第10号）に基づき、提出書類等を公開する場合がある。

(2) 参加申込後に辞退する場合は、辞退届（様式第4号）を令和5年6月20日（火）までに、環境課へ提出すること。

17. 問い合わせ先

本業務に関する問い合わせ先は、以下のとおりとする。

泉大津市都市政策部環境課

〒595-8686

泉大津市東雲町9番12号

TEL 0725-33-1131 (内線: 2232)

FAX 0725-22-6040

E-mail : zero-carbon@city.izumiotsu.osaka.jp

附 則

この要領は、令和5年5月17日（水）から施行し、候補者選定後、契約を締結した翌日をもってその効力を失う。